

明治期の吉原

——「吉原細見」の分析を通して——

宮 本 由 紀 子

一 はじめに

吉原遊廓の案内書である「吉原細見」は、「遊女評判記」の最後に設けられていた、いわば付録ともいふべき「細見部」が独立して発展したものである。この後吉原町の一枚地図から小冊子となり、形式が横本からたて本へと変化したり、序文に残された文芸的味わいが単なる宣伝文となったり、標題の工夫が消えて「吉原細見」と総称されるようになるなどの各種の変化が次々と起っている。^①こうした変化は版元の意図によってもたらされ、それが消費者のニーズに答える結果として版を重ねることとなった。これが遊女の人別帳ともいふべき内容を満載した「吉原細見」の特色である。つまり、「吉原細見」は江戸期の元禄頃から幕末に至るまで出版され続け、さらには明治・大正・昭和期へと継承されてきた出版物であり、時代を超えたベストセラーといえよう。

本稿ではこうした「吉原細見」の特色に着目し、細見、なかでも明治期の吉原細見を素材とし、江戸期の細見と比較しながらその特色を明らかにするとともに、細見を通して窺うことができる遊廓吉原の構造・性格の推移について論ずることにしたい。

筆者がこれまでに管見しえた細見は西尾図書館蔵・国会図書館蔵の二十三冊である。これらを出版年代順に沿って形式、大きさ、序文の記載・文責の有無、紋日の記載、印刷の種類、版元・発行人名、妓楼軒数・引手茶屋軒数、合印・揚代金の記載、

遊女・かむろ・遣手・芸者・幫間・芸妓の人数について表にまとめてみた。本稿ではこの表を主要な分析の対象とする。

まず、細見の記載内容の変化を見ると、合印・揚代金の記載方法に大きな相違点が指適できる。合印は遊女の階層を示す印で、入山形は新吉原遊女の印として定着していた様子が川柳の中に多く読まれている。例えば、「入山に星印代金三步」(寛政十二年)は揚代金が金三步の座敷持層の遊女をさし、合印は△という入山に星印ということになる。また「四角は城持山形者座敷持」(文政十一年)という記載の四角は武鑑のことで、四角といえは大名を意味し、山形は座敷持階層の遊女を示すものと決っていた。さらに同じ山形でも「星入がかへって高イ五丁町」(文政七年)というように星入は座敷持で、山形のみは部屋持よりは揚代金が高いことを表わしており、庶民の中に合印と揚代金の関係が定着していることが判る。このような庶民生活に密着した存在であった合印と、それに伴う揚代金には、庶民の嗜好が反映しているものと考えられる。従って評判の高い階層とは別に、需要の高い階層の遊女はそれに答えるべく人数を増加させているといえよう。そうした各合印に属する遊女の集合体が遊廓の総体であると規定するならば、遊女の総人数は、その廓の規模を示していると考えられよう。遊女の総人数が多ければ、その廓は遊客の嗜好にあつて繁昌していることになり、逆に人数が減少すれば衰退したものと解釈することができる。

そこで細見を検討する方法として、合印・揚代金・遊女の総人数を共通項に、時代の流れを大別することにした。すると明治期は五期に区分することができ、各時期の細見の特色を検討することにより、遊廓の変貌していく過程は勿論のこと、遊廓・遊女に対する庶民の意識の推移についても解明することができるものと考える。

二 初期の吉原

管見できた明治初年の細見は、明治三年春出版のものと、五年刊の二冊のみである。これを第一期とする。この二冊は幕末

期からの「吉原細見」の流れを継承した木版の小冊子で、大きさは明治三年刊が、縦17.5 cm、横11.5 cm、明治五年刊が、縦16 cm、横12 cmのたて本形式をとっている。内容も序文があり、花柳園主人、東紫山人という人物が新吉原の宣伝を綴り、版元は嘉永二年以降慶応四年まで「吉原細見」の版元であった玉屋山三郎である。玉屋は吉原町の遊女屋惣代として、吉原町が火災で焼失し、町内での営業が不可能となった時、江戸市中に出て営業する仮宅営業の許可をとるなど、幕末の吉原で活躍した遊女屋でもあった。⁽⁶⁾

ともあれ、明治三年・五年に出版された細見は、書式の上では、ほぼ江戸期の形式を受け継いでいる。例えば、合印は寛政

表1

年号	形式	大きさ	序	校訂	印刷の	版元	校訂の	引手	合印		寛政		天明		天保		安政		嘉永		(無印)	かわろ	新道	男性者	女性者	
									人数	時間	人数	時間	人数	時間	人数	時間	人数	時間								
文久3	堅本	17.2×11.2	玉屋山三郎 志忠3次	◎	木版	玉屋山三郎	87軒	123軒	合印	寛政	天明	天保	安政	嘉永	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
									人数	時間	人数	時間	人数	時間												
慶応4	堅本	17.4×11.5	東紫山人	◎	木版	玉屋山三郎	◎	◎	合印	寛政	天明	天保	安政	嘉永	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
									人数	時間	人数	時間	人数	時間												人数
M.3	堅本	17.5×11.5	花柳園主人	◎	木版	玉屋山三郎	87軒	123軒	合印	寛政	天明	天保	安政	嘉永	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
									人数	時間	人数	時間	人数	時間												人数
M.5	堅本	16×12	東紫山人	◎	木版	玉屋山三郎	87軒	123軒	合印	寛政	天明	天保	安政	嘉永	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
									人数	時間	人数	時間	人数	時間												人数

(◎) = 岩瀬文庫蔵
(○) = 国会図書館蔵
(●) = 東京史料蔵
(◆) = 未調査
以上は表2・4・5共通の符号

九年に十四階層に区分され、以後幕末まで変化することなく使用されているが、同年の細見でもそれには変りはない。また揚代金の記載方法も表1で判るように文久三年までは従来通り金立で掲載されていたが、慶応元年の細見では全ての階層が銀立で紹介されている。さらに慶応四年には、山形ニツ星で「よびだし新造付」と称される最高級の遊女のみが金二両と記載されたほかは全て銀立である。従って明治三年の細見もこれらと同列にあるものと考えられよう。

以上の経過から、幕末期には金立・銀立の混乱が起きていたことが判明する。しかしながら、明治五年の細見では再び金立のみとなった。これは、明治政府になって太政管札が最初の紙幣として発行され、同時に銀目が廃止されたためである。江戸期以来の丁銀や豆板銀は停止されたが、一方では金銀貨の通用を暫定的に認める措置がなされており、二分金の鑄造も行われ、贋造貨幣・洋銀・藩札などが入り乱れて流通していた。そこで明治四年に新貨条令が發布され、金貨を本位貨幣とし、円(両)を起票とすることが規定された。こうした経済の動きを受けて、明治五年の細見では全ての揚代金が金立で記載されるようになったものと思われる。

また、紋日は普段の二倍の揚代金と祝儀を支払う慣習があり、寛政九年にそれまで平均八五日間あった紋日を、十八日間に減じている。これは合印が十四階層に増え、各々の揚代金が新たに規定されたことと深く関係しているといえよう。すなわち寛政改革にともなう検約令に対し、紋日を減らすことによつて、対外的には遊興費の大幅な節約と見せ、その実は階層を増やし揚代金の差をほとんどつけずに、全体的値上げを行うといったからくりが仕組まれていたのである。こうした意味を持つ紋日であるが、明治期に入つて二月初午が紋日の指定から除かれているため、十七日間に減じているものの、他の紋日は江戸期と全くかわりない。

そして、明治三年の細見の序文に入る前には明治二年四月付で東京府から出された布達が「覚」として掲載されている。

御高札之写 覚

東京町中端々ニ至る迄遊女之類隠し置べからず、若違犯之輩あらば其所の年寄五人組地主まで曲事あるべきもの也

とあり、その条文は江戸期に再々出されている禁令と全く同様である。さらに

覚

一 医師之外何者よらず乗物にて門内へ立入候儀停止の事

一 鉄砲共外兵器を携又者馬上にて門内へ立入候儀停止の事

一 刀脇差等遊興之席携へ候儀停止の事

右之条々堅く相守もの也

と続き、この条文も吉原遊廓開業以来 大門に建てられた高札と同じ内容の文面とな⁽¹²⁾っている。

この様に、書式の面から見ると、少なくとも明治初年は江戸期の形式をそのまま継承しているといえよう。しかしながら、明治三年・五年の細見の内容から以下に述べるごとく明らかに江戸期の新吉原とは相違する点を読みとることができる。

まず第一に遊女の人数を比較してみると、その相違は明白である。すなわち、慶応元年、四、二六六人、同四年、四、一五九人、明治三年、一、八〇六人、同五年、三、六五七人であり、明治三年になると遊女の総人数は、江戸期の約半分以下に落ち込んでしまう。内訳を見ると、増加しているのは△印、△印、△印という三階層の遊女で、△印の部屋持は揚代金銀四八匁の下層の遊女であるが、他の二階層は揚代金が銀七二匁で、最高級の遊女と同額の階層である。しかしながら、いずれも十人前後の増加に止っている。これに比べて減少しているのは下層の遊女で、減少率も増加率に対して、はるかに高い。なかでも江戸期を通じて常に千人台であり、慶応四年には一、三三〇人であった△印の座敷持層が、四九二人と約三分の一となっている。さらに(無印)と仮りに名付けた合印を持たない最下級の遊女も、前年の八百人台に対し、二百人台まで減少している。この二階層の遊女は、江戸期において新吉原遊女の人口の約半数を占める存在であった。⁽¹³⁾こうした階層の減少は明らかに新吉原が江戸期で占めていた幕府公認の最初の遊廓という地位を、幕府の滅亡によって失ったことを示唆しているのではなからうか。つまり、新吉原遊廓という保護された遊廓は、一朝にして他の岡場所と同様の悪所という立場に転落し、下層遊女の他所への

流失を招いた結果が、遊女人口の大幅な減少となって表面化したものと思われる。

さらに明治三年にはこうした下層遊女の人数の減少、ひいては営業の縮少を招いた点に加えて、かつての全国の遊廓の中でもきわだった独特の世界を構築していた新吉原の衰退を余儀なくさせた事件が起きた。それは廓内からの出火である。この火災に伴ない、新吉原以外の遊廓の存在が明らかとなった。従って減少した吉原の下層遊女達を吸収する地盤が、すでに出現していたのである。それを明らかにする資料は国会図書館所蔵の『三島通庸文書』に収められている「新吉原沿革」であり、ここに記載されている一節は以下のようなものである。

一、明治三年中新嶋原（現今京橋区ノ内ナリ）遊廓ハ市街接近ノ場所ナルヲ以テ新吉原地続里俗田町裏へ（現今田町一二丁目ナリ）移転スヘキ旨東京府ヨリ達セラレ該町ノ地所地形ニ着手中新吉原廓内火災ニ罹リシヲ以テ地形着手ヲ中止シ吉原焼跡へ移転スヘキ旨尚又東京府ヨリ申渡サレ遂ニ翌明治四年中該所へ移転セシ事

右の条文によって、明治期に入って新吉原の近くに新嶋原遊廓と称する廓ができたことが判明する。しかも東京府では市街地に近いことを理由に、新吉原の地続である田町裏に、新嶋原遊廓を移転させようとしていた。こうした悪所を一ヶ所に集結させようとする政府の動きは、江戸幕府が開闢以来、諸国の主要都市でとってきた政策であり、諸藩もこれにならってきた方針であった。ところが新吉原遊廓が火災によって焼失してしまうと、東京府は途端に地形造成を中止し、新吉原町内へ新嶋原遊廓の移転を申し渡している。つまり、他所の遊廓を取締ることはせず、逆に新吉原町内へ組み込んでしまう方法をとったのであり、この移転は翌年に完了する。こうした経過をたどって、新吉原は再び総人数の上では、明治五年の細見で判明するよりに三千人台を確保することとなった。しかし、その内容は、他所から移転してきた遊廓との混合としての再出発となった訳で、すでに江戸期の新吉原とは異った状況を含んでいたといえよう。

さて明治五年にペリー国船マリアルーズ号事件に端を發し、諸外国の注目する中で日本は国威をかけて、娼妓解放令を發布した。¹⁴これにより法律上は娼妓の自由が認められるようになったが、現実には何の効力もなかった。ただ翌年から遊女屋

は貸座敷と名称を改め、鑑札を受けることが義務付けられた。しかも芸娼妓も鑑札を必要とし、貸座敷は場所を提供するのみで、営業は芸娼妓の自由意志によるという建前がとられた。しかしながら貸座敷制度はまだ定着せず、遊女屋や女郎屋の名称が社会通念として使用されていたのである。⁽¹⁵⁾ 明治五年の細見は、こうした社会情勢を受けてか、序文に外国を意識した新吉原の様子が「北里訛りの片言も西洋語に移り行く」という句で表わされている。さらに揚代金は明治四年に出された新貨条令により金立で記載されていることは先に述べたが、代金が金二両二分を最高に金二両・一両となっており、最下層の白入山形の座敷持と白山形の部屋持のみが金二分と大変な値上りを見せている。

また明治初期における廓内の変化を見ると、明治三年に佩刀禁止令が出されたため、見世の帳場に設置されていた刀掛は無用のものとなった。それ以後は単なる昔語りの遺物として残存している。⁽¹⁶⁾ さらに明治五年には、廓内の火災に備え、大門口の外に非常口として平日開放する通路を東京府に請願した。その経緯を語る資料を記すと、

一明治五年中娼妓解放ノ際ニ乗シ新吉原京町松田市太郎外六名申合せ火災要路ノ為メ非常口橋架渡シ度旨東京府へ出願ス
(千束村ヲリ京町へ真ニ通スル口ナリ)⁽¹⁷⁾

とある。遊廓側はたとえ形式的であろうと、法律的に商売がしにくくなる状況を汲み取り、火災が頻繁に起きることを理由として、丁度大門から通り抜けできる位置にあり、水道尻口にあたる場所に非常口を設置することを提案したものである。これには新吉原町周辺の町々から反対が唱えられた。

浅草田町其他日本堤口ニ接属スル人民ノ苦情アルモ遂ニ之レヲ許可シ続キテ千束村人民ヨリ京町非常口ニ接スル私道平日
通行ノ儀ヲ出願シテ許可ヲ請ケシ以来新吉原地主共自己ノ便利ヲ図リ多クハ無届ニテ数ヶ所ノ入口ヲ開キタル趣⁽¹⁸⁾

と記されるごとく、非常口設置の許可は下された。資料によると反対意見を唱えた町民は新吉原が通行口と定めた町以外の田町・日本堤口に接する住民であることが判る。さらに通行口となる千束村の住人は、むしろ京町に設置された非常口に通じる私道を一日中通行できるように願い出ており、吉原周辺の住人が遊廓へ行く客の通り道となることを地域ぐるみで望んでいた

ことが指摘できる。しかも、そうした遊廓商売に便乗する地域の協力的態度をよいことに、新吉原町の地主達は勝手に自分達の都合のよい場所へ出入口を設けた。この結果、新吉原遊廓は大門口以外に多くの出入口を持つという意味で開放された場所となった。廓の特色は閉鎖された社会を構成することであり、それは出入口を大門口のみに限ることで達成される。そこには遊女の逃亡を防ぎ、不信な者の進入を予防するという警備上の便義をはかるという利点がある。しかしこの点のみに限らず、外界との接触を一個所に制限することで、現世から隔離された別世界を作り出すという状況設定ができ、こうした配慮が、遊里を構成する遊女及び遊客の心境に効果的な作用を与えていたのではなからうか。大門口をくぐって新吉原に一步踏み込めば、現実から遠く離れた別天地で、きらびやかな店の造りに美しく着飾って張見世をする遊女、騒かに流れる清掻の中、活気に満ちた夜見世が展開する。そして、大門口から一步外に出るとそこは浅草寺裏の田圃であり、日本堤を行き交う人々と三谷堀を渡る猪牙舟を漕ぐ音が響く現実の世界というように、大門口の持つ意味は重要であった。しかし、この大門口が出入口の一つにすぎないものとなったことは、新吉原自体が遊廓の一つとして、これまでのように唯一を誇れない立場となる運命にあったことを象徴しているように思える。そして、このことは翌年東京府から文書として公布されたことで明らかとなった。

翌明治六年、東京府は貸座敷渡世規則・娼妓規則・芸妓規則を発表した。『東京日日』はこれを受けて、「風俗倫理を紊る」と甚しと籠の鳥を五廓内に押しこめる」と題した記事を掲載した。これによると、市街各所に遊女まがいの行為をする者が増えているため、吉原・品川・新宿・板橋・千住の五ヶ所以外での貸座敷渡世は禁止するとなっている。この時点から東京府の公許の廓は新吉原を含む五廓¹⁹となった。新吉原以外は全て街道沿いの宿場町である。これで新吉原は名実ともに唯一の公許地という特権を失ったばかりでなく、格式の高さを誇り、全国の遊廓の中でも特殊な存在として君臨していた新吉原が宿場の遊廓と同格と見なされたことになり、その地位を完全に消失した。さらに明治九年には根津が公許の一つとされ、東京府内には六つの公認の遊廓が許可された。²⁰そして、同年貸座敷引手茶屋娼妓取締の管轄が東京府から警視庁へと移管されたのである。²¹

三 細見の変質

第二期は明治十年から二十年までの細見とする。このうち明治十年五月の細見は「吉原細見廓の賑ひ」と標題が付けられており、型式も縦6 cm、横12.5 cmの横本となっている。版元は福田栄造で、一枚地図が付いており、表2にあるごとく「娼妓揚代金定価」として「上等■、昼夜金一円五拾銭、中等▲昼夜金壹円、全○ 昼夜金七拾五銭、下等●昼夜金五拾銭」と円立で記載されている。それぞれに「昼斗」として半額の代金が書かれ、合印としては上・中（二種）・下の四階層が付けられた。さらに祝儀の代金の記載もあり、従来の遊女の人別帳としての細見とは異なる要素を含んでいるため、細見の中でも例外的なものといえよう。

同じく特殊なものとして、明治十八年の「遊客独案内 吉原根津娼妓細見」がある。これは序文も案内図の記載はおろか、合印・揚代金の記載もない。出版人として長谷川園吉の名があり、京町一丁目からの書き出しとなっている。さらにこの細見には娼妓の本名と年齢が記載されていた。明治六年の娼妓規則には十五才以下の者には鑑札を発行しない旨がうたっているため、（明治三十三年に出された娼妓取締規則では十八才以上の者と改められた⁽²²⁾）年齢は十五才から最上は二五才の娼妓が認められた。表3に見るごとく、最も多い年齢は十八才、次いで二十一才、十七才の順であり、十五才の者は十三人、二十五才の者は三人で、十八才を頂点としてピラミット型を描いている。標題にあるごとく新吉原と根津の両遊廓の細見となっているが、ここでは吉原のみのデータを用いた。

さらに明治二十一年二月出版の「遊廓穴さが志 附吉原細見」も同様で、宮川桜浩著の案内書に附録として付けられたものである。合印も明治十年の「吉原細見廓の賑ひ」に共通している。

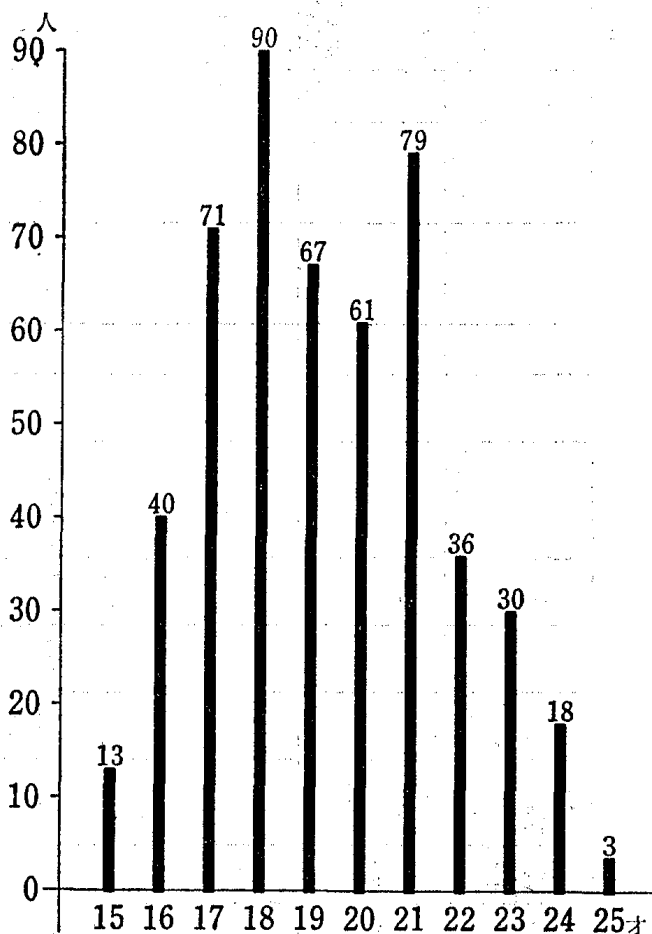
こうした特殊な性格を持つ細見を除き、第二期の細見の特色を掲げると、まず第一に娼妓の総人数が、千人台かそれに近い

表 2

年号	形式	大きさ	序	終日	印刷の 種 類	発 行 人	挿 絵 の 数	引 手 本 数	合 印										備 考			
									上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手		閉 間	芸 妓	
M.10.5 活10銭	横本	6×12.5		17日	木版	平民福田栄造	94軒 ▲ 7 ● 68	251軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	
(国)	縦本	18×11.5	加奈井安善		木版	藤田吉右衛門	80軒 ▲ 5 ● 7	123軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
M.14.3 (岩)	縦本	16.2×12	柔軒散人		木版	藤田吉右衛門	89軒 ▲ 5 ● 9 ● 75	123軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
M.17.4 定価12銭	縦本	16.5×11.5	柳亭種彦		木版	藤田吉右衛門	83軒 ▲ 5 ● 73	131軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
M.18.11.9 定価25銭	縦本	11.5×8.2			木版	長谷川圃吉	81軒		合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
M.20.3.26 定価10銭	縦本	17.5×12			活版	竹内常太郎	95軒 ▲ 5 ● 4 ● 86	133軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
M.21.2.25 定価30銭	縦本	18.3×12			活版	土田吉五郎	38軒 □ 5 △ 3 ○ 30	133軒	合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	
(国)	縦本								合 印	上等	中 等	全	下 等	合 計	金 額	人 数	新 造	遣 手	引 手	閉 間	芸 妓	
									昼夜 1円50銭	1円	75銭	50銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	(無印) かむろ	新造 かむろ	遣手	引手	

空欄は記載なし

表3 明治18年・娼妓の年令



明治18年「遊客独案内・吉原根津娼妓細見」より作製

とある。明治十七年・二十年の細見は、第三位の娼妓が五十銭と定められ、五銭づつ低くなって、最下級は七階層の明治十七年が二五銭、八階層の二十年は二十銭となっている。つまり、階層の数によって最下級の娼妓の揚代金は異なるが、一円・七五銭を基準として、五銭づつ差がつけられていることが判る。

さて、以上は共通項の要素を検討した結果、得られた特色であるが、次に第三の特色であるとともに、第二期の最も大きな特色を示すものとして、明治二十年の細見に注目したい。それは明治十八年の「遊客独案内 吉原根津娼妓細見」とも共通するが、娼妓の名前が記載されていることである。この時期以降、娼妓の名前を源氏名の下に記し、この後細見の書誌的变化は続くが、娼妓の名前を載せることは継承されていき、この点は江戸期の細見とは全く相違する点である。源氏名を付けるという行為は、本来の自分とは別の人物になるという意味を持つと同時に、新吉原遊廓の特殊性を示す材料となっていたものと思

数値を示していることであろう。第二に合印が従来の十四階層から、八階層（明治十年）、五階層（明治十四年）、七階層（明治十七年）、八階層（明治二十年）と不安定ではあるが、減少していることであり、さらには揚代金の記載方法が円立となったことである。揚代金は合印に伴うものであるため、明治十年「吉原細見廓の賑ひ」と明治十四年「▲ 金八拾七銭五厘、▲ 金五拾銭、▲ 金三拾七銭五厘、▲ 銭三拾銭、▲ 金二拾七銭」と細かくつけられているのを除き、一円を筆頭に七五銭と続く。この後合印に対し、明治十年は六十銭から五銭きざみで低くなり、最下級は二五銭

われる点に加え、遊女としての自覚をうながし、現世を離脱した明しとなったと考えられる。これが源氏名の発生した理由とするならば、源氏名と名前を並列させる意図は何であろうか。

江戸期では各遊女屋に伝承される源氏名があり、格の高い源氏名は世襲されていたことが、細見を通して判明する。これは遊女が遊女屋の所有であるという意識のもとに、個々の人物としての配慮を拒絶する形で、遊女屋の押し着せの名前を名乗ることを義務付けられていた遊女の身分を投影させていると考えられよう。これに対し、明治期に入り、娼妓規則が成立すると、娼妓は自分の自由意志で娼妓商売を行うべく鑑札を受けることが義務付けられた。つまり、法規的な身分上からいえば、娼妓は誰にも所属しない存在として認められた立場となったのであり、そのために名前を名乗る必要があったといえよう。しかし、遊廓の持つ「別世界」を構成する要素として、また江戸期で誇った新吉原遊廓の伝統を伝承して行く方法として、源氏名を付けることは廃れず、そのために源氏名と名前が列記され続けたと考えることができるのではなからうか。

さらに、明治二十年の細見を境として、江戸期から続いていた出版方法に大きな変化が起きた。それは木版刷から活版刷になったことである。活字印刷は明治初年に本木昌造によって輸入され、鉛活字の鑄造を行って印刷界に新風を巻き起こした⁽²⁸⁾が、細見に取り入れられたのは、明治二十年頃である。また同書は「洲崎弁天島細見」との合本となっており、序文に明治維新の初め、根津・島原と許可され、根津のみが残ったとはいえ、明治二十年六月三十日に廃止され、同年七月一日より洲崎に移転した旨が記されている。

第四の特色は合印を持たない（無印）階層の記載がなくなったことである。これまで人数の最も多かったのは最下級から二番目の座敷持であったが、（無印）の記載がなくなった代りに、最下級の△印の人数が総人数の三分の一から半数を占るに至った。但し明治二十年の細見では、総人数一、七五六人中、最も多いのは金二五銭で一、〇八三人、最下級の金二十銭は十五人となっている。また、遊女の子備軍である「かむろ」の記載もなくなった。これらの現象は、新吉原がすでに江戸期の遊廓とは異なり、格を必要としない世界となっていることを意味しているのではなからうか。合印と揚代金により、値段の差は歴然

とあるが、太夫を育てる必要がないことや義務教育の問題から「かむろ」の存在が消滅し、十五才以上の者が娼妓として働く資格を有するという規定を前提とするならば、揚代金の差は格式や修業によるものではなく、年令や資質によるものに変質したといえよう。

なお「新造」の記載も同時に消えるが、明治三十三年の毎日新聞社「社会之社会」⁽²⁴⁾に載せられた廓を構成する表の中に、「新造・ヤリテ・仲ドン・妓夫」と一括された名称が見える。従ってその存在が消滅したのではなく、すでに江戸期より姉女郎の身の廻りの世話をしながら遊女的行為を行っていた存在であったことや、「かむろ」と違って年令的には十五才以上の娼妓有資格者としての存在であり、江戸期では新造の人数が太夫の格を示すという指針としての役割を担っていたが、その必要がなくなったために、細見の記載から削除されたものである。これに対し「かむろ」の存在自体が消滅していることは、大正期に最後の花魁道中を行った際に、臨時の「かむろ」をこしらえて間に合せたことでも判る。⁽²⁵⁾

第五の特色は、吉原遊びと関係の深い紋白の記載がなくなったことである。吉原遊びは初会・裏を返す・馴染みと三段階に分かれて遊ぶ仕組になっており、初会は顔見せのみで遊女の方で客を選ぶことが許されていた。遊女の気に入れば裏を返すと称して再度たずね、三回目でようやく馴染むという仕組であった。この間揚代金のみならず、遊女の付き人であり妹女郎である新造、かむろ、さらに茶屋までの道中に付き添う遣手・若者・宴席に侍る幫間・芸者などに花代と称する祝儀を配る習慣になつていた。⁽²⁶⁾ 明治十年「吉原細見廓の賑ひ」にはこの祝儀の値段が記載されている。

裏祝儀ハ上中等は拘ハラズ 二拾五銭

馴染金 上等 二円廿五銭

初会ハ 二円五十銭

同 中等 壹円七五銭

初会 二円

客附合金 上中等は拘へらず 二拾五錢

芸人附合金 同 十二錢五厘

觀絃妓玉代金 玉壺に付 二拾錢

昼夜 壺田四拾錢 但し朝から夜十二時まで

昼斗 八拾錢 夜斗 八拾錢 但し夜八十二時まで

酌人ハすべて半減の事

とあり、揚代金のほかに祝儀として二拾五錢が加算されるが、上・中等にランク付けされた娼妓に対しては、この金額にこだわらずに渡せばよいとなっていた。さらに馴染となる時も初めての相方ならば上等が二円五拾錢、二度目以上になれば二円廿五錢と、わずかな差額をつけ、中等はさらに廿五錢安くしている。従って下等とされる娼妓には裏祝儀のみで、馴染金の必要は規定されていないかった。また相方としてではなく宴席で客に接待する娼妓には、二拾五錢の祝儀が約束され、芸人は十二錢五厘、音曲などを演奏する芸妓には「玉壺本（一時間）に付、二拾錢」の規則で時間により代金が清算された。さらに酌婦に対しては娼妓の祝儀の半額を渡す規定であるから、初会・裏・馴染みと通う間に揚代金の何倍もの金額を費さなければならぬ仕組となっていることが判る。

以上のように、吉原遊びとは莫大な財力のもとに行われるのが常であり、紋日にはこれが倍増する仕組であった。例えば、明治十年刊の『吉原細見廓の賑ひ』には祝儀の後に「旧年中月次もん日」として十七日間の紋日の指定があり、「右もん日おなしミ此分は昼夜仕舞」と記載されている。ところが、同じ十年の細見には紋日の記載はなく、それ以降全く消えてしまった。この時点において、吉原遊びの仕組は継承されているものの、実質的には経費をおさえた遊興へと変質していったものと思われる。紋日は吉原遊びには欠くことのできない大きな要素であり、年中行事に組み込まれた仕組となっているため、遊客側からは避けて通ることのできない日程であった。

こうした吉原遊びは大見世・中見世に限られており、大見世は娼妓に張見世をさせず、格式を誇っていたが、表2の妓楼軒数の内訳に記すごとく全軒数の一割にもみたくない。従って吉原遊びの継承も十二・三軒の大見世・中見世で行われていたことになり、これに紋日の経費を入れると、遊客の足が遠のくことは容易に察せられる。しかも新吉原は六廓内の一つにすぎず、公許の枠から漏れた遊興地は数多く、そこに抱えられる娼妓は膨大な人数にのぼっており、⁽²⁸⁾経費の掛る遊興は次第に敬遠されていった。これは張見世の軒数が大半を占めていることでも判明しよう。

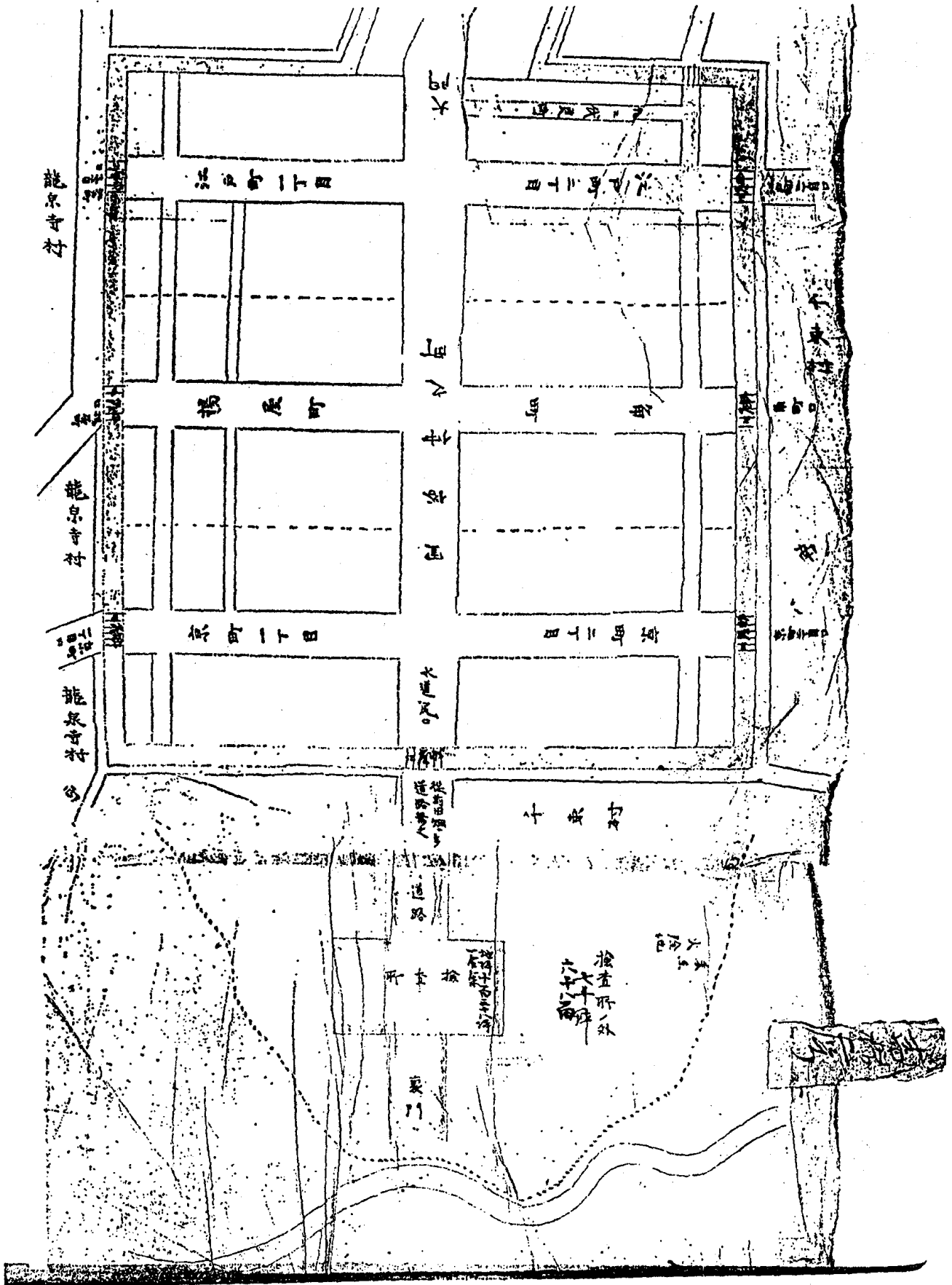
娼妓の人数が多い階層に人気が集中するという現象は、江戸期でも同様で、贅を尽した吉原遊びの対象となる格の高い遊女の人数より、下層遊女の人数が圧倒的に多い。通常、吉原遊女の総人数の半数は下層遊女によって占められており、下層遊女達こそが華かな新吉原を支える存在であったことは先にも述べた通りである。⁽²⁹⁾第二期の細見でも、最下層の娼妓が総人数の約半分から三分の二を占めており、この点は変質していないことが判る。

四 新吉原町の周辺

さて、以上述べてきたように、細見の記載の上で、娼妓の本名を載せることや、紋日の消滅、(無印)の娼妓がいなくなるなど大きな変化が起きたが、吉原町の周辺でも、大門口以外の通路について問題が生じていた。

それは明治十六年一月十五日に新吉原町元締田中銀蔵、副元締大野利八、揚屋町地主吉川兵四郎の三名によって樺山警視総監に提出された歎願書が発端となった。以下の資料は全て『三島通庸文書』(国会図書館所蔵)の「新吉原沿革」による。

吉原廓内在来ノ通路ハ取締上不都合ノ庸有之、己来日本堤旧大門一方口ニナシ其他ノ諸口ハ閉鎖相成度旨ヲ陳情シタル：とあり、新吉原町の元締は明治五年に許可された水道尻口を始め、無許可の通路を警備上不都合であるとして、大門口のみと他は閉鎖するよう要請している。ところが水道尻口周辺の者は、せっかく遊客の足を運ばせ安くしたものを、再び閉鎖され



明治21年の新吉原遊廓
「新吉原沿革」(『三島通庸文書』) 所収

ては渡世にかかわるとして、早速歎願書を作製した。

同年一月廿一日新吉原京町一二丁目居住貸座敷一同ヨリ字水道尻ト唱フル場所へ新規大門設置ノ儀ヲ陳述シタル歎願書ヲ
総監へ宛呈供セシセ説諭ノ末願書却下セラル

以上のように、水道尻に新しく大門を設置することを強く希望したが、却下された。しかし、問題はこれで終らず、周辺の住民を巻き込む形で拡大していった。それは京町一、二丁目目の貸座敷渡世の者が歎願書を提出した翌日に出された。

同年一月廿三日北豊島郡千束村三百三十七番地児玉常次郎外四百九十八名ノ人民ヨリ新吉原廓内へ在来ノ道路諸口閉鎖大門口一方ノ改正セラル旨吉原町貸座敷引手茶屋一同ニ於テ決定上申セシ趣ヲ聞及ヒタリ、果シテ御改正ト相成ルニ於テハ該村人民一同生計ノ途ヲ失ヒ終ニハ餓死ノ惨状ニ陥ルモ難計

と、千束村の住民四九八人が大門口のみになっては生計が立行かない心情を訴え、

仰キ願クハ字水道尻口通路又ハ小松橋通路或ハ京町二丁目通路 右三点ノ内便宜ヲ以テ何レカ一方口ヲ据置セラル様として三通路のうち一つを残すよう請願した。翌日新吉原京町泉谷彦八郎外十七名からも同様の歎願書が出され、さらに三日おいた二十七日京町二丁目沢藤三郎外二十六名を始め、京町貸座敷一同から続々と請願書が届けられた。そして同月三十一日、竜泉寺村（新吉原町に接近した村）の商人一同が総代中村幾五郎ほか四人を立てて、新吉原町への通路が閉鎖されては「細民ノ活路ニ迷ヒ終ニハ飢餓モ免カレス」と、町村商人のみの通路として「四尺程ノ路次ヲ補理シ他人通行ヲ禁シ、終始番人ヲ附置」くことを提案した。このような提案・請願は後を断ず、二月に入ってから千束村・浅草区象潟町の住民から提出され、特に千束村の住民にとっては切実な問題であることから、十日に一度の割合で請願した。

警視庁はこうした新吉原町を含む周辺の町村の住民運動に対し、新吉原町を一方口にする理由を次のように述べている。

遊廓ハ施政上公衆ノ便利ヲ主トスルモノニアラスカメテ市街ト遊廓ノ堺ヲ正フシ遊廓ノ風ヲシテ市街ニ漏出スルヲ防クヲ
必要トスルヲ以テ……………⁽¹⁴⁾

つまり、住民の便利を計るより、遊廓と市街地の区分を明確にして風紀を取締ることを目的とすると、閉鎖した個所を掲載している。これによると新吉原町からの通路は

一京町一丁目ニテ三ヶ所、一同町二丁目ニテ二ヶ所、一揚屋町ニテ一ヶ所、一角町ニテ一ヶ所、一江戸町一丁目ニテ一ヶ所、一同町二丁目ニテ四ヶ所、一水道尻ニテ一ヶ所

の合計十三個所であった。これらの通路を必要とする周囲の町村の商人は、新吉原を相手とした引手茶屋が多く、従って市街と遊廓を区分する目的もここにあった。通路を閉鎖されれば当然商売は成り立たなくなる。しかも新吉原以外の地域で貸座敷と遊廓をするのは、例え隣接していようと禁止である。このため、同年一月二十二日浅草田町一二丁目、同東町を新吉原区域内へ編入する請願が、引手茶屋佐川幸三郎外百三名から出されてたが、却下された。しかしながら、その後も住民運動は続けられ、明治十八年の竜泉寺村鷲神社の祭礼に伴う参詣客の混乱を防ぐ目的を契機に、同二十年には吉原神社の祭礼の当日をも含めて、非常口の開放が許可された。非常口は京町一二丁目・水道尻・角町・江戸町一・二丁目(二ヶ所)・揚屋町の八ヶ所であった。⁽²⁶⁾

五 「貸座敷」の記載

明治二十一年から二十七年までに出版された七冊の細見を第三期とし、対象とする。第四期を二十七年九月版から三十二年までとする。第三期と第四期に共通する点は、娼妓総人数が二千人台であることであり、この時期を二期に分けた理由は、合印の数が、第三期は八階層、第四期は九階層となつてゐるためである。第四期の始まりとみる明治二十七年九月版の出版人は広瀬源之助である。ただし第三期の最後は同年四月版であり、出版人も同人物であるため、江戸期のごとく合印の相違は版元競売体制によるものではない。⁽²⁸⁾ いずれにしても四月版と九月版の記載の大きな相違は、それまで「娼家合印」として「大見

世、▲中見世、●張見世」と掲載されていたのに対し、はじめて「貸座敷合印」と明記された点にある。明治五年に娼妓解放令が出され、翌年三月から遊女屋・妓楼の呼称に代って貸座敷と称するよう、貸座敷渡世規則が發布された。しかしながら一

表4

年号	形式	大きさ	序	紋日	印刷の種類	出版人	総枚数	引手兼座	合印													備考		
									1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等	9等	10等	11等	12等	13等		14等	15等
M21. 9. 10	型本	18×12	米露西亜洲 フラルセル堂の一人 ザイカエンノヤホ チーキ述		活版	広瀬源之助	104軒	132軒	106人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	13人	14人	148人	源氏名の下に名前の記載
M22. 8. 15	型本	17.5×11.5	柳遊野夫		活版	広瀬源之助	116軒	91軒	106人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	13人	14人	150人	明22年8月版の細見と全く同一 但し、発行人、印刷人は異なる
M23. 3. 9	型本	17.5×11.5	柳遊野夫		活版	佐田久次郎		91軒	118人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	16人	16人	150人	源氏名の下に名前の記載
M23. 3. 22	型本	18×12			活版	井田寅吉	117軒	104軒	118人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	95人	16人	150人	源氏名の下に名前の記載
M23. 4. 24	型本	17.5×11.5	望岳株主人 雷浦		活版	広瀬源之助	132軒	101軒	118人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	13人	13人	167人	源氏名の下に名前の記載
M27. 3. 21	型本	5×11.8			活版	和田庄蔵	113軒	100軒	142人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	17人	17人	152人	
M27. 4. 9	型本	17.5×11.5	北窓香雅		活版	広瀬源之助	127軒	90軒	112人	75銭	65銭以下 60銭以上	50銭以下 45銭以上	40銭以下 35銭以上	34銭以下 30銭以上	29銭以下 25銭以上	20銭	(無印)	新造	かわろ	遣手	113人	14人	147人	妓楼屋の家号に●印が1軒含ま れている。 源氏名の下に名前の記載

期	M27.9.14	M28.4.2	M29.7.6	M32.6.27	発行所	紙種	枚数	総数	紙幣の種類										合計	総数	発行所	紙種	枚数	総数	備考
									1円	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	(無印)	新造	遺手							
第 期	五匁南史	五匁南史	五匁南史	五匁南史	松山源七	138軒	7	138軒	124人	74人	31人	75人	47人	62人	233人	1,541人	7人	(無印)	新造	遺手	期間	紙種	枚数	総数	この本より、「貸座敷」となる。源氏名の下に名前の記載
第 期	五匁南史	五匁南史	五匁南史	五匁南史	松山源七	138軒	7	138軒	124人	74人	31人	75人	47人	62人	233人	1,541人	7人	(無印)	新造	遺手	期間	紙種	枚数	総数	源氏名の下に名前の記載
第 期	五匁南史	五匁南史	五匁南史	五匁南史	松山源七	148軒	7	148軒	124人	72人	0人	94人	39人	73人	213人	1,578人	18人	(無印)	新造	遺手	期間	紙種	枚数	総数	「けいぎ」4人の記載 発行所「新吉原事務所」の加見 源氏名の下に名前の記載
第 期	五匁南史	五匁南史	五匁南史	五匁南史	松山源七	163軒	7	163軒	142人	74人	0人	101人	30人	71人	245人	1,770人	13人	(無印)	新造	遺手	期間	紙種	枚数	総数	発行所「吉原事務所」 源氏名の下に名前の記載
第 期	五匁南史	五匁南史	五匁南史	五匁南史	松山源七	163軒	7	163軒	153人	48人	84人	45人	126人	143人	1,327人	94人	11人	(無印)	新造	遺手	期間	紙種	枚数	総数	

空欄は記載なし

般には娼妓解放令が空文であったことと同じく、貸座敷という呼び方は法律上でしか使用されなかった。それが明治二十七年九月版から、突然使用されるようになり、以後変ることなく定着した。

この五ヶ月間に生じた突然の原因は何であろうか。この疑問を解明する材料を手にしておらず、今後の課題としなければならぬ。しかしながら、同二十七年八月に日清戦争が勃発したと無関係ではないものと思われる。つまり軍需産業の一端を担う目的で、法律上の呼び名であった貸座敷渡世を明記し、公認の遊廓としての立場を固持しつつ、協力的な姿勢をとることにより強力な援助を期待したのではなからうか。事実、貸座敷の名称は以後定着し、かつ繁昌した証左として、娼妓の総人数が第三期から第四期にかけて、二千人台から二千五百人台へと増加していることが指摘される。

ところで、第三期の細見と第二期を比較すると、揚代金の記載方法が異なることに気づく。第二期の最後の細見は、先に述べたごとく明治二十一年二月版で、揚代金は一円・七五銭の最上級を除き、五銭づつの差が生じていることは先に述べた。こ

れに対し、第三期の細見は、同二十一年九月版で、半年後に出版されたものであるが、三位以下の揚代金は「六拾五錢以下六拾錢以上、五拾錢以下四拾五錢以上、四拾錢以下三拾五錢以上、三拾四錢以下三拾錢以上、二拾九錢以下二拾五錢以上、二拾錢」と細かくなつた上に、六五錢以下六十錢というように、幅を持たせている。このような相違点は、新吉原の營業方針に變化が起きたことを示唆しており、揚代金に幅を持たせることで、より大衆化を狙つたものと思われる。

この点については、芸妓の記載方法の變化が同時に起きていることから窺い知ることができよう。それまでは芸妓の名前のみの記載であつたものが、第三期から三等級に分化した方法へと變つてゐる。細見には芸妓の玉代は記されていないものの、等級に区分したことは、玉代が等級によつて異なることを意味してゐると考えられ、その点は、娼妓の場合と同様である。先にふれた明治十年『吉原細見廓の賑ひ』に記された「觀絃妓玉代金」では、一律に「玉壺本に付 二拾錢」とあり、細かく時間制がとられ、昼夜とはいえ夜は十二時までと厳しく規定されている。この代金がさらに一等から三等まで規定された訳で、遊客は自分の財力に合せた芸妓を呼び、宴席に侍らせることができるようになった。しかも、娼妓の揚代金にも幅が出来、遊興の便が図られたこととなる。さらに芸で身を立てる芸妓にしても、自己の芸が等級で判明するため、技術を研く励みにもなり、一挙兩得の方法であつた。

合印も揚代金とともに第二期の合印を基本とする入山形を使用しており、広瀬源之助版は全て共通している。ところが佐山久次郎の明治二十三年三月九日版の内容は、同二十二年八月十五日版の広瀬版と、全く同一のものであることが検討した結果判明した。例えば、両細見の序文には

昔浪花の阿波座鳥今ハ吉原の小格子雀

銀座街の柳遊野夫誌

明治二拾二の秋八朔

と記述されており、佐山版は明治二十三年三月九日印刷、二十一日出版であるにもかかわらず、「明治二拾二の秋八朔」と訂

正もせずに使用している。佐山版で相違するのは、発行人・印刷人の名前のみで、完全なコピーである。しかも、明らかに別紙に細見の内容のみを印刷し、通常奥書にある模様などもなく、氏名・住所等をゴム印で押した感じである。これは一例にすぎないので、今後この類の細見がほかにあるかどうかが問題となるが、細見の人気に乗じた偽物偽造が行われていたとも考えられよう。また、この時期には出版人の共売制が行われていた。それは明治二十三年三月二十二日の出版人が井田寅吉で、合印が伝統的な山形を使用しておらず、同二十七年三月二十一日版は、和田庄蔵が出版人で、合印に山形を用いてはいるが、広瀬版の使用した合印と僅かに異なることで判明する。

第四期では出版人の共売体制はなく、広瀬から松山源七へ、細見の書式もそっくり受け継がれている。また松山源七に代った明治二十九年版から発行所「新吉原事務所」の名が記載されるようになり、新吉原が産業の一種に組み込まれたことを示している。

貸座敷と公称するようになったことは先に述べたが、それを印象づける意図があったものか、合印・揚代金ともに記載方法が変っている。合印は最下層が新たに付け加えられたが、最下層の揚代金は「二拾銭」と、第三期と変りがない。その代り、三位以下の揚代金の記載方法が「六拾銭・五拾銭・四拾銭・三拾五銭・三拾銭・二拾五銭・二拾銭」というように、以上・以下の記入はなくなった。階層が増え、揚代金の幅がなくなったため、一見すれば値下げをしたように思われるが、実質的には第三期で最下層から二番目に位置する「△ 三拾四銭以下三拾銭」の階層を三五銭とし、次の「△ 二拾九銭以下二拾五銭」を三十銭、最下位の「△ 二拾銭」を二五銭として、各階層の値上げを図ったのであった。

六 新吉原の近代化―おわりにかえて―

明治三十二年十一月、名古屋遊廓において、佐藤ふでという娼妓が初めて「自由廃業」を申し出て勝利を治めた。ふでは民

法第九十条にうたわれている「娼妓稼業の契約は自由」であり、風俗に反し秩序を乱す「正業にあらざる」契約は無効にできる点を理由に闘った結果、自由廃業が認められた。これに触発されて自由廃業を希望する娼妓は増加し、翌明治三十三年には函館の坂井フク・名古屋の藤原さとが勝訴した。新吉原でも名古屋で自由廃業を助けた宣教師モルフ、東京二六新報社による娼妓運動が展開された。熊本市内にある東雲楼の娼妓が仕事を拒み、ストライキを初めて行っている。こうした娼妓による女性の地位を問い直す運動は、社会運動へと発展していく契機となり、同年のみでも自由廃業をした者は、六月から十二月までの四ヶ月間で六一八人にのぼった⁽³⁰⁾ている。

政府はこのような社会情勢の中、同年十月に娼妓取締規則⁽³¹⁾を發布することで問題の解決に対処しようとした。つまり規則の最初の条に娼妓の年令を十八才以上に限るとして年令の引き揚げを行い、さらに娼妓名簿に登録する義務付けをしている。名簿の登録は、娼妓になる理由、生年月日、親属の承諾の有無などを書き、管轄内の警察へ届けることとされた。つまり、本人の積極的な意志により、稼業として娼妓を選んだことを認識させ、自由廃業への道を閉そくしたのである。

さて、以上のような社会変動の中で、細見にも大変革が表われた。明治三十五年(表5)の細見がそれで、第四期までに見られた江戸期以来の細見の形体と全く違う記載になっている。これは「吉原細見」の変遷の中でも最大の変化といえよう。以下、相違点を指摘すると以下のごとくである。

- (1) 合印の廃止
- (2) 揚代金の改正
- (3) 写真掲載
- (4) 妓楼・茶屋の電話番号の記載

このうち、合印の廃止と揚代金の改正については、序文に次の説明が記されている。

揚代金は各種の符合を用い来りしが、揚代の改正に其複雑なる符号は却って諸者の煩勞を恐れ、総て価格を明記すること

年号	形式	大きさ	扉	枚日	印刷の種	出版社	収録の頁数	引手整理の枚数	備考																																	
									1円	2円	50銭	45銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭									
M.35.4	型本	18.5×12.7	金庫用扉		活版	高屋良松	159軒 6 2 149 2	103軒	2円20銭	2円	1円50銭	1円20銭	1円	75銭	70銭	60銭	55銭	45銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭
M.41.2	型本	18.5×12.7	正徳用扉		活版	高屋良松	159軒 0 0 163	72軒	2円50銭	2円	1円50銭	1円	75銭	70銭	60銭	55銭	45銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	
M.43.3	型本	18.5×12.7			活版	高屋良松	205軒	67軒	2円50銭	2円	1円50銭	1円	75銭	70銭	60銭	55銭	45銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	50銭	40銭	35銭	30銭	25銭	20銭	15銭	10銭	5銭	2.5銭	1.5銭	1銭	

となせり

これによれば、揚代金を改正するにあたり、遊客の便を図って煩しい符号を廃するとしている。しかし遊客の便を図ることが目的ならば、その不便さや煩しさは早期に改良されて然るべきであらう。明治三十五年まで、細見は江戸期から使用されてきた合印を継承している。それはむしろ合印を使うことで、江戸期の新吉原との連りを大切に保持してきたように思える。にもかかわらず、明治三十五年に合印を廃止したのは何故であろうか。

それは先に述べた社会状況を抜きにしては考えられまい。自由廃業という楼主にとっては、青天の霹靂にも等しい事件が相継ぎ、その人数は僅かな期間にもかかわらず、六百人を上回るものであった。楼主達は娼妓の獲得に最善を尽さざるを得ない状況であったろう。そこへ四月二十四日東京株式市場の大暴落、ついで各地に金融恐慌が起こるなどの経済パニックが襲い、遊客の廓離れが始まっていた。そこでこれに歯止めを行うため遊客の便を図るといふ理由で、新しい客寄せの方法を考案したのではなかろうか。

その一つが合印を廃して、代りに花魁の写真を掲載することであった。写真の研究が本格的に取り組まれたのは、明治三十年以後というから、⁽³²⁾細見は時代の先端を先取りした、最も新しい書物とみなすことができよう。それは同年の細見の奥書に「吉原洲崎 花街の絵はがき 十二枚入 正価拾銭」として、広告文が掲げてあり、その文面に

此絵はがきは廓内の風景及び評判高き名妓等を写真版として美麗に印刷せし者なれば粹人通には申すに及ばず、地方への御土産として至極珍らしき品なれば、多少に限らず御試用あらんこと

とあり、写真というニューメディアを利用して、馴染みの客はもとより、地方の人々にまで購読層を広げ、ひいては新吉原へ客の足を向けさせようとしたことが判る。

さらに当時でも珍しい電話を廓内三六軒の妓楼及び商人が導入している。この中には「細見蔦屋」の名も見え、商売のスピード化を図っていることが判明する。電話は明治二十三年、逓信省所管のもとに、東京・横浜間で業務が開始されたが、料金が高く加入者は四百を満たにかつた。ようやく同三十二年に東京・大坂間が開通し公債による電話の拡張がなされ、全国十九の主要都市に開通した。⁽³³⁾従って電話が一般化され出したばかりで、まだ普及するほどでもない時期にいち早く導入していることも、近代化を積極的に目指そうとする姿勢を示したものと思われる。

さて、以上のように近代的な機能を盛り込んだ新しい形式の細見は、合印を廃したため、揚代金の価格の公示の仕方も全く新しい方法がとられた。従来は大見世・中見世・張見世の相違によって、抱え娼妓の階層も自ずと決り、なおかつ各々の娼妓の合印によって、揚代金が定まっていた。ところが、同年の細見から揚代金は娼妓個人につけられるのではなく、娼妓につけられ、その娼妓に所属する娼妓全員が一律の揚代金を受けることになったのである。大見世・中見世・張見世の娼妓の格はそのまま存続し、格に合わせて揚代金の指定が行われた。つまり、最も高い揚代金は大見世の印のある娼妓となっている。従って客は娼妓によってまちまちな揚代金の計算をする必要がなくなり、懐に合った娼妓を選び、その中で相方を指命するという、客にとっては判り安い仕組となった。しかしながら、こうした改正は序文にあるごとく、客の便を図ることだけが目的では決

してなかった。というのは、支払い方法は簡単になったが、揚代金そのものは、明治三十二年の九階層と比べて、最高が二円から始まり、最低二五銭まで十六階層に分化させ、大幅な値上げを実施しているのである。この点は江戸期において、寛政九年に改革に乗じて階層を十四に増やして、実質的値上げをしたことに共通している。つまり、細見の改革は揚代金の値上げと常に結びついていることが指摘できよう。

しかしながら、こうして新たに決められた揚代金の内、娼妓の手元に残されたのはごく僅かであった。例えば、明治三十六年に出版された葛城天華・古沢古堂著『吉原遊廓の裏面』によると、揚代金を個数で数え、金六十銭の揚代金の内二十銭が貸座敷分、四十銭が娼妓分となる。月に玉四十個の揚代金を稼ぐと、十六円の手取となるが、この内から元金例えば三百円の利子金二円九十八銭、元金の返済金二円を渡し、さらに食料・衣服など日常生活の諸費用を前貸しているため、この帳貸借が三十円とすると金二円を返すことになる。これらを十六円から差し引くと、娼妓の手元には小使いとして九円二銭のみが残る。ここから娼妓は親元への仕送りや食事代など遣繰しなければならなかった。従って揚代金のランクが低い娼妓の小使いは自ずと知れ、元金返済のため身を粉にして働らかなければならなかったのである。

さて、明治三十五年に起きた細見の大改革について、明治四十一年の細見から、もう一つ画期的な変化が起きている。それは娼妓の本名・年令・出身地の記載である。細見は明治三十六年以降から同四十一年までの六年間が欠如しているため、本名・年令・出身地の記載が始まった時期について断定することはできない。しかしながら、明治三十五年八月発行の長崎丸山町寄合町遊廓の細見「不夜城」³⁴には、娼妓の本名・出身地・生年月日がすでに記入しており、この時点から全国的に定着し始めたものと思われる。

丸山町寄合町遊廓については、別稿³⁵で論述したため、本稿では略すが、細見の序文に「江戸の吉原と云へば、長崎の丸山かと、云ひます位……」と記されているように、両廓とも幕府によって意図的に設置された共通点がある。「不夜城」は横本形式をとっており、縦14 cm・横19 cmの大きさである。内容は丸山町寄合町のほか五廓と称して、出雲町・稲佐・戸町の細長とし

表6 長崎丸山町・寄合町遊廓娼妓の出身地・人数

明治35年8月17日発行、長崎細見「不夜城」より作製

揚代金 出身地	5円	3円 50銭	3円	2円 70銭	2円 50銭	2円 30銭	2円 20銭	2円	1円 80銭	計
長崎県			21	95	23	33	20	4	16	212
佐賀県			1	15	6	9	12	2	3	48
福岡県				2						2
熊本県			1	18	9	10	3	3	2	46
宮崎県							1	1		2
鹿児島県			1	2				1		4
大分県				1	1	2				4
岡山県				2						2
和歌山県				1						1
兵庫県	1			2			1			4
香川県				1						1
鳥取県					1					1
愛媛県					1					1
岐阜県							1			1
奈良県				2		1			1	4
大坂市	1	1		11	1	7	6		1	28
京都市				4		2	1			7
神戸市	1	1		1		2				5
小倉市				1						1
大津市	1			1			1			3
横浜市				1						1
久留米市					2					2
鹿嶋市				1						1
筑前				8	2	5	2			17
筑後				2	3	1	2			8
肥前									2	2
馬關				2	1					3
計	4人	2人	24人	173人	50人	72人	50人	11人	25人	411人

(箭内健次氏所蔵)

表7 娼妓出身地県別分類

明治41年、同43年の「吉原細見」より作製

出身地	明治41	明治43
府県	390人	569人
東京	42人	38人
千葉	197人	232人
茨城	26人	37人
埼玉	21人	25人
神奈川	35人	42人
群馬	36人	57人
栃木	300人	510人
新潟	3人	6人
長野	3人	2人
山梨	17人	25人
静岡	412人	256人
愛知	512人	585人
岐阜	0人	8人
富山	1人	0人
石川	2人	2人
福井	11人	12人
京都市	4人	6人
滋賀	362人	202人
三大	29人	10人
和歌山	3人	5人
奈良	5人	3人
兵庫	2人	5人
取根	1人	4人
島根	1人	0人
岡山	2人	1人
広島	0人	2人
山口	24人	0人
香川	0人	3人
徳島	4人	2人
高知	2人	3人
媛	2人	1人
賀島	0人	1人
佐賀	153人	117人
福岡	44人	31人
宮城	51人	162人
形	1人	0人
森	6人	0人
田	1人	0人
北海	1人	0人
道	1人	0人
北		
台		
総数	2711人	2966人

て出版されたものである。まず「はしがき」に始まり、五廓の軒数・芸妓・娼妓の人数・各廓の歴史が記され、続いて「雪花紛々」と題して、各廓の評判の芸妓・娼妓について源氏名を掲げて寸評を述べてある。さらに料理屋の紹介がされて、最初に丸山町の妓楼とそこに所属する娼妓の源氏名・本名・生年月日・出身地の順で記載され、続いて寄合町と進む。揚代金は妓楼に付記されている。本稿では丸山町・寄合町についてのみ分析対象とし、表6にまとめた。出身地は県別・市別になっており、長崎については特に県下と市内で区別されているが、表では長崎県下として合わせて記入した。揚代金は同年の新吉原に比べて大変高く、最高が五円、次が三円五十銭、三円と続き、二円台が二十銭刻みで五階層に分化しており、最下位が一円八十銭である。新吉原の最高は二円であり、丸山町寄合町の最下層とほぼ同額である。この二冊の細見のみで、新吉原は丸山町寄合町よりも揚代金の安い、大衆的な廓であるという指摘をするのは危険であるが、少なくとも明治三十五年については先の指摘がなされ、全国における新吉原の地位が、江戸期に比べて著しく低下し、大衆化した廓となったといえよう。

丸山町寄合町の娼妓は総数四一人であり、このうち最も多い層は二円七十銭の一七三人、次いで二円三十銭の七二人、三位は二円五十銭と二円二十銭の五十人である。従って必ずしも揚代金の安い層が人気を集めているとはいえず、この点も表5で判るように、新吉原が下から二番目の揚代金三十銭の層が最多人数であったことと相違する。

表8 東京府下地域別娼妓人数

地 区	明治41	明治43
浅草	179人	322人
神田	39人	39人
本郷	16人	30人
下谷	32人	64人
深川	15人	12人
牛久木	2人	8人
京橋	13人	16人
日比谷	29人	27人
四ツ谷	4人	4人
本郷	6人	3人
芝	21人	19人
石	3人	6人
小塚	1人	1人
赤坂	1人	4人
麻布	3人	4人
麴町	3人	4人
府下	3人	4人
八王子	3人	4人
千住	3人	2人
総 数	390人	569人

味深い。また表8によると、東京市内でも特に地元の浅草出身の者が最も多く、次いで神田や下谷となっており、いわゆる下町と称される地域から娼妓となる者が多く出たことが判る。こうした数字が何を語っているのか、本稿では紙面の関係もあり、細かい分析は今後のこととしたい。

以上、明治期の「吉原細見」の分析を通して、江戸期の遊廓の性格が実質的にどこまで継承されていたのかという点の解明を試みたが、細見の記載上明らかに江戸期の伝統を断ち切った明治三十五年が、江戸期と近代の区分ではないかと思われる。従って細見上では新吉原の近代化は明治三十五年からであり、しかし、これまで論じてきたごとく、新吉原の近代化はすでに明治十年代から始まっていたといえよう。

出身地別では最も多いのは長崎県下、佐賀県・熊本県・大坂市と続き、東京近辺では横浜市から一人来ているが、大方地方、特に九州と関西方面出身者で構成されている。新吉原では表7に見えるように、明治四十一年と四十三年を平均すると東京府が一位で、二位岐阜県、三位新潟県、四位愛知県、五位三重県となっており、やはり関西よりの傾向にある。特に岐阜県は総人数の約三分の一を占るほどであり、岐阜県が新吉原娼妓の供給源となっていたことは興

註 (1) 拙稿「吉原細見の研究—元禄から寛政期まで」(『駒沢史学』第24号所収) 参照。

(2) 柳田留全集刊行会『誹風柳多留』上巻616頁上段所収。

(3) 註(2)に同じ。中巻 907頁下段所収。

(4) 註(2)に同じ。中巻 439頁下段所収。

- (5) 拙稿「吉原仮宅についての一考察」(地方史研究協議会編『都市の地方史―生活と文化』所収) 206頁参照。
- (6) 註(5)に同じ。203頁参照。
- (7) 註(1)に同じ。129頁参照。
- (8) 『日本歴史大辞典』五巻。
- (9) 庄司勝富『洞房語園異本』上巻(『燕石十種』三巻所収) 11頁参照。
- (10) 註(1)に同じ。131頁参照。
- (11) 註(1)に同じ。131頁参照。
- (12) 庄司勝富『洞房語園抄書』(『燕石十種』三巻所収) 39頁参照。
- (13) 註(1)に同じ。133頁参照。
- (14) 谷川健一編『近代民衆の記録3 娼婦』512頁参照。
- (15) 西山松之助編『日本史小百科9 遊女』50頁参照。
- (16) 中村芝鶴『遊廓の世界 新吉原の想い出』174頁参照。
- (17) 「新吉原沿革」『三島通庸文書』(国会図書館蔵)所収。
- (18) 註(17)に同じ。
- (19) 註(15)に同じ。50頁参照。
- (20) 註(15)に同じ。51頁参照。
- (21) 註(17)に同じ。
- (22) 註(14)に同じ。515頁参照。
- (23) 註(8)に同じ。
- (24) 註(4)に同じ。149頁参照。
- (25) 註(16)に同じ。180頁参照。
- (26) 喜田川守貞『類聚近世風俗志』下巻 136頁参照。
- (27) 註(16)に同じ。161・167頁参照。
- (28) 明治23年2月出版の「経済及統計」第14号によると新吉原・洲崎・品川・新宿・千住で働く娼妓の数は、明治16年一二五万四千

人、17年一三四万二千人、18年一三九万二千人、19年一五二万二千人、20年一八八万二千人、21年二〇六万五千人となっている。

(29) 註(1)に同じ。119頁参照。

(30) 註(15)に同じ。52・53・256頁参照。

(31) 内務省令第44号。

(32) 註(8)に同じ。

(33) 註(8)に同じ。

(34) 箭内健次氏提供資料。

(35) 拙稿「丸山遊女の生活―長崎奉行所判決記録犯科帳」の分析を中心として―」(『駒沢史学』第31号所収)・「丸山遊女犯科帳―唐紅毛人との関りを中心として―」(『江戸の芸能と文化』所収)。